

入 会 届

平成 年 月 日

認定特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会
理 事 長 殿

私は、平成27年度から会員種別を、
認定特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会の
定款第3章会員規定に基づき下記の通り選択致します。 ※詳しくは資料1と2を参照ください。

会員種別

※正会員・準会員のいずれかをご記入ください。

ふりがな
氏 名

印

【修了コース】 基礎講座・セラピスト養成コース・カルチャー・通信講座 (通信会員No. _____)

〒
住 所
電 話
F A X
携 帯

E-mail
携帯 mail

職 業

性 別
男・女

生年月日
年 月 日

趣 味

取得資格

特 技

活動の希望先 (重複回答可)

活動可能日・時間

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 講習会 | 月 (: ~ :) |
| 2. カルチャー関係 | 火 (: ~ :) |
| 3. 学校関係 | 水 (: ~ :) |
| 4. イベント | 木 (: ~ :) |
| 5. ボランティア | 金 (: ~ :) |
| 6. サロン | 土 (: ~ :) |
| | 日 (: ~ :) |

協会へのご希望・ご意見

活動場所 近距離のみ ・ 遠方も可

(会員種別)

第1条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動及び運営に携わる個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、活動する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を支援する個人及び団体

(入会)

第2条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。但し、賛助会員については入会金の納入対象外とする。

- 2 入会金及び会費は、総会で別に定めるものとする。

(会員の禁止事項)

第4条 会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的等のために利用してはならない。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することが出来る。

- (1) この定款に違反し、または公序良俗に著しく反する行為をしたとき
- (2) この法人の名誉を著しく毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(退会)

第6条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(会費等の不返還)

第7条 既納の入会金及び会費その他の拠出金等は、返還しない。

参考資料 1 : 通常総会第 4 号議案

第 4 号議案

会員の種類及び年会費変更の件

認定NPO取得に関連し、福岡県の業務調査が2月24日・25日にありました。調査内容は協会発足から現在に至るまでの運営について、多岐にわたり行われ数々の指摘事項がありました。組織、正会員数、通常総会の出席者数についても調査があり会員の種類については、協会は、多くの正会員で構成されているが、通常総会の出席者をみると50~60人である。委任状提出者を含めると約半数の出席になっているが、正会員は議決権を有し、法人の運営に参加する人のことで、NPO法人の最高意思決定機関である総会に実際に出席するのが望ましい。については会員の種類を増やし正会員と他を区分したらどうか。また、そうすることにより経費も手間も削減できるとの指導を受けました。

協会においても、出席は難しいとしても約半数の正会員から委任状の提出がない状況に、常々会員の種類について検討はしておりましたが実行に至りませんでした。今回の指導を機に、4月9日の理事会に於いて下記の通り会員の種類及び年会費案をまとめましたので是非とも承認をお願いするものです。

記

- 正会員 (議決権あり) 年会費 5,000 円 入会金 5,000 円
協会の重要事項を通常総会を通して決定する役目を持ちます。
- 準会員 (議決権なし) 年会費 3,000 円 入会金 5,000 円

※ 既会員は、新たに入会金を支払う必要はありません。

- ・新たに準会員を設けました。
- ・正会員と準会員の違いは議決権の有る無しで他はすべて同じです。
- ・役員・運営委員・講師・は正会員。他の方は自主判断によりどちらかに決めて頂きます。後日調査
- ・実施日：平成27年4月1日

補足①会員の種別は変更可能です。ただし年度毎

補足②インストラクターの方はできれば正会員をお願いします。